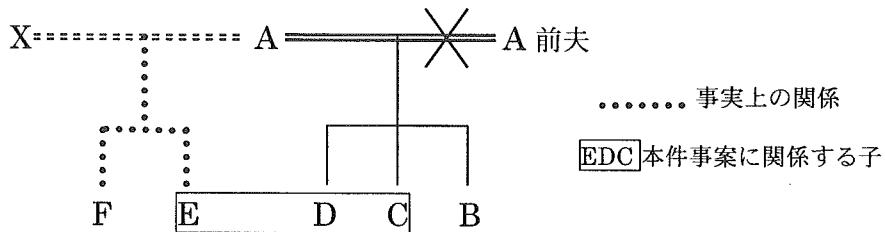


<表2 本件事案の身分関係>



\*訴えが提起された年、Cは満12歳、Dは満9歳、Eは満4歳。

XとAの関係	XとC・D・Eの関係	Cの身分 / 氏 / 親権	Dの身分 / 氏 / 親権	Eの身分 / 氏 / 親権
事実婚	(a)養子縁組や認知をせず。(現状)	AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権A	AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権A	非嫡出子(未認知)/A姓/親権A
	(b)養子縁組や認知をする。	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子(注1)/X姓/親権X	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子(注1)/X姓/親権X	養子か非嫡出子(認知)/養子の場合X姓、認知の場合A姓かX姓/養子の場合親権X、認知の場合親権AかX
婚姻(A姓)	(c)養子縁組や認知をせず。	AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権A	AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権A	非嫡出子(未認知)/A姓/親権A
	(d)養子縁組や認知をする。	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権XとA	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子/A姓/親権XとA	X及びAの養子(注2)か嫡出子(準正)/A姓/親権XとA
婚姻(X姓)	(e)養子縁組や認知をせず。	AとAの前夫の嫡出子/A姓かX姓/親権A	AとAの前夫の嫡出子/A姓かX姓/親権A	非嫡出子(未認知)/A姓かX姓/親権A
	(f)養子縁組や認知をする。	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子/X姓/親権XとA	Xの養子、かつ、AとAの前夫の嫡出子/X姓/親権XとA	X及びAの養子(注2)か嫡出子(準正)/X姓/親権XとA

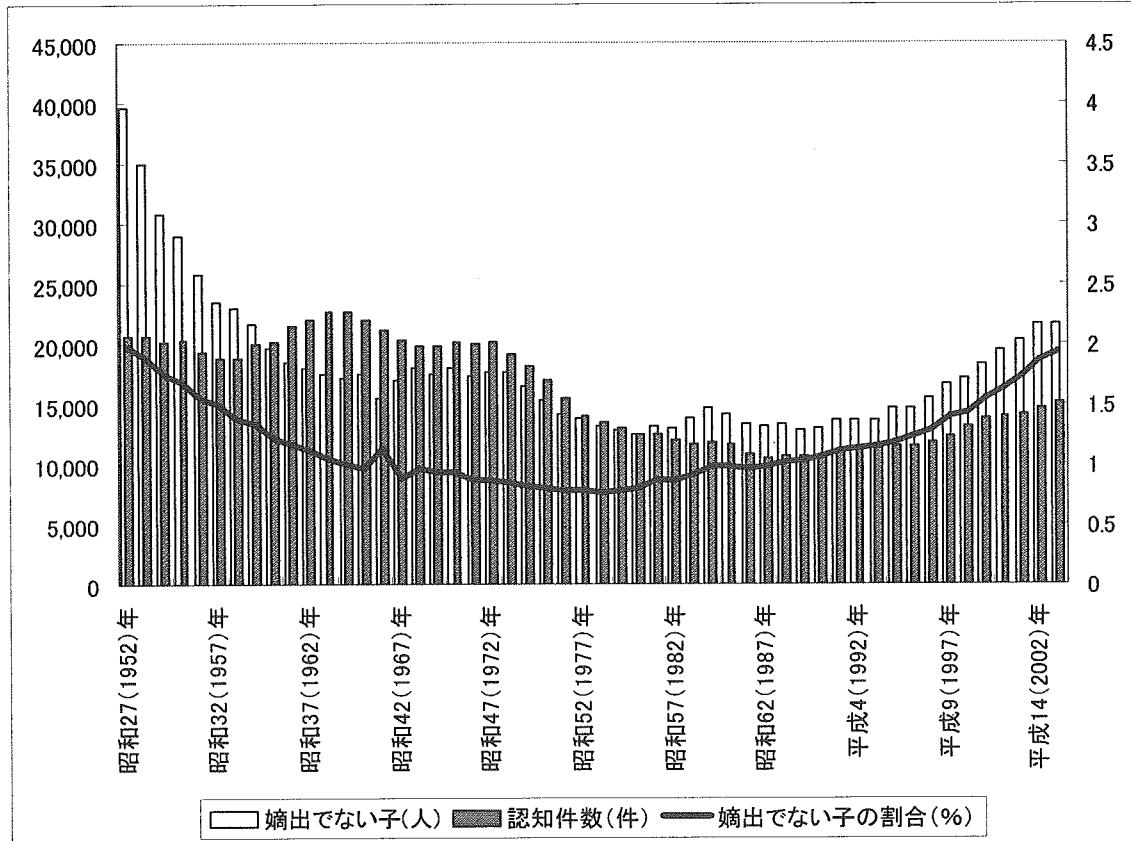
筆者作成

\*Xが扶養控除を受けられる場合をマーカー(□)で示した。

(注1)Xと養子縁組すれば、民法第809条によりXの嫡出子の身分を取得する。特別養子縁組(民法第817条の2)でない限り、実の血族との親族関係は終了しない。

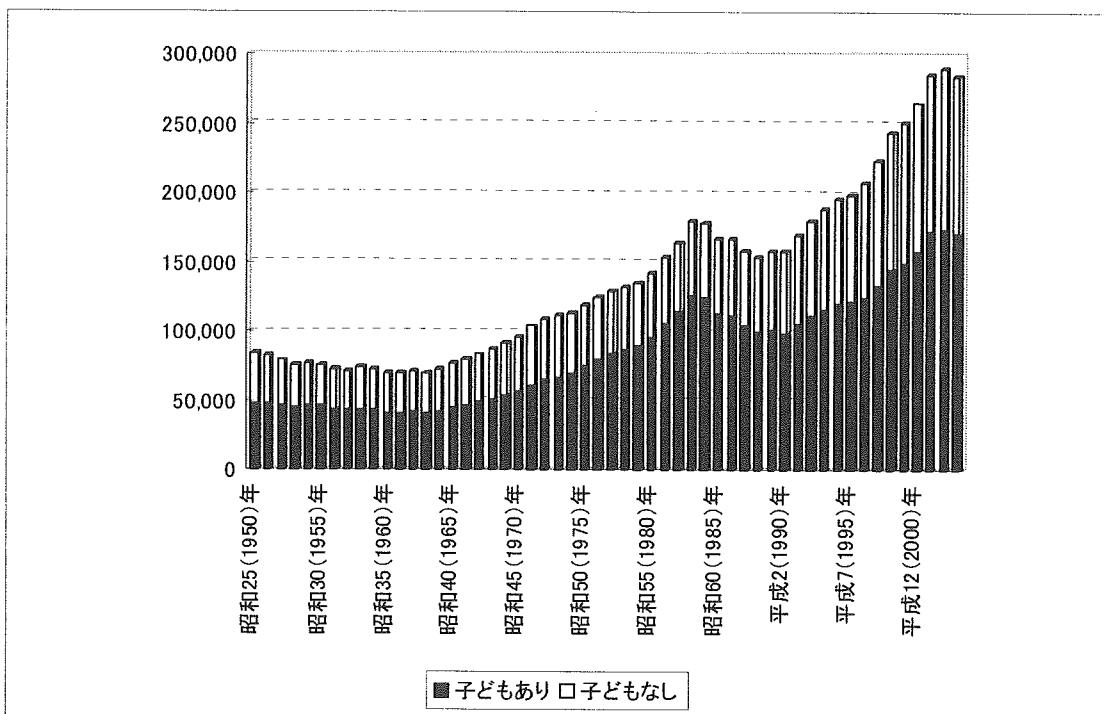
(注2)EはAの嫡出子ではないので、XがAと婚姻して未成年者である子を養子にする場合、配偶者であるAとともに養子縁組しなければならない。それにより、EはX及びAの嫡出子の身分を取得する。

〈図1 嫡出でない子の出生数・割合と認知件数〉



出典；嫡出でない子の出生数・割合については、厚生労働省大臣官房統計情報部『平成15年人口動態統計 上巻』p.119., 厚生省大臣官房統計情報部『平成元年人口動態統計 上巻』p.109., 同『昭和58年』p.83., 同『昭和51年』p.67., 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2005』p.67., 認知件数については、法務省『第117民事・訟務・人権統計年報Ⅱ 平成15年』戸籍関係—pp.2-3., 同『第107 平成5年』戸籍関係—pp.2-3., 同『第97 昭和58年』戸籍関係—pp.2-3., 同『第87昭和48年』pp.100-101., 同『第86 昭和47年』pp.100-101., 法務省『法務年鑑』昭和27年～昭和37年各年版(『昭和27年』p.225., 『昭和28年』p.103., 『昭和29年』p.104., 『昭和30年』p.108., 『昭和31年』p.120., 『昭和32年』p.131., 『昭和33年』p.109., 『昭和34年』p.294., 『昭和35年』p.289., 『昭和36年』p.277., 『昭和37年』p.274.)より筆者作成(認知件数は、本籍入届出及び非本籍入届出に関するもの)。

＜図2 親権を行わなければならない子を持つ夫妻の離婚件数＞



出典；厚生労働省大臣官房統計情報部『平成15年人口動態統計 上巻』p.458.,厚生省大臣官房統計情報部『離婚に関する統計 人口動態統計特殊報告』(2000年) p.64.より筆者作成。

## カナダ連邦児童給付制度に関する予備的考察

尾澤恵

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 研究員

### 1. はじめに

カナダの連邦児童給付制度は、興味深い変遷をたどっている。児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税額控除、非払戻型児童税額控除の諸制度を経験した後で、1993年に払戻型の税額控除である児童税給付(Child Tax Benefit)に一本化した<sup>1</sup>。児童手当と扶養控除の調整を行った国はいくつかあるが（例えば、イギリス、ドイツ、スウェーデン。）、カナダは払戻型と非払戻型の税額控除も含めて調整を行った点に特徴がある。

わが国では、税制改正の議論の中で、児童手当と税制上の控除の関係について、子育て支援の観点から所得税法上の扶養控除を税額控除にすべきか否か、児童手当との関係をどうすべきかなどが検討されている<sup>2</sup>。筆者は、児童手当と税制上の控除の関係は、児童扶養手当を含めた子どもを持つ家族への所得保障制度のあり方という枠組みの中で考えるべき問題だと考えている〔尾澤 2005, p.125.〕。児童手当と税制上の控除の調整の問題はこのうちの一部であるが、わが国の児童手当と他制度の関係を考える上で、カナダの連邦児童給付制度の変遷とその意義について知ることは有益だと考える。本稿は、その一端として、1993年の児童税給付導入の意義について若干の考察を行う。

### 2. カナダの連邦児童給付制度の変遷の概要<sup>3</sup>

カナダの連邦レベルの児童給付制度は、1918年に導入された「児童扶養控除(Child Tax Exemption)」に始まる。その後、1944年に「家族手当法(Family Allowance Act)」が制定され（施行は1945年）、家族手当(Family Allowance)が導入された。1973年に給付水準を引き上げるなどの家族手当法の改正が行われたが、1945年の家族手当の導入から1979年の払戻型児童税控除(Refundable Child Tax Credit)の実施までの期間は、児童扶養控除と家族手当が併存した。

その後、1979年から、児童扶養控除が非払戻型児童税額控除に替わる1988年までの期間は、児童扶養控除と家族手当と払戻型児童税額控除の3つの制度が併存し、1988年から、児童税給付が実施される1993年までの期間は、家族手当と払戻型児童税額控除と非

<sup>1</sup> 児童税給付は、1998年にカナダ児童税給付(Canada Child Tax Benefit. 以下、「CCTB」。)に移行した。

<sup>2</sup> 税制調査会第37回基礎問題小委員会議事録（平成17年5月27日）等。

<sup>3</sup> Social Department of Canada 2005, 都村 1999, pp.168-173, Gauthier 2004, pp.8-9. を参照した。

払戻型児童税額控除の3つの制度が併存した。

1992年の児童給付改革により、家族手当と払戻型児童税額控除と非払戻型税額控除に替わって、子どもの数と家族の所得水準に基づいてひと月ごとに支払われる児童税給付が創設された。児童税給付は払戻型の税額控除で、子どものいる稼働低所得家族への付加的給付である稼働所得補足(Working Income Supplement. 以下、「WIS」とする。)を含んでいく。

児童税給付は、1998年にCCTBに移行した。CCTBは、低所得及び中所得の家族への基礎給付と、WISから移行した低所得家族への付加的給付である全国児童給付補足(National Child Benefit Supplement. 以下、「NCB Supplement」とする。)とで構成される。1998年には、連邦政府、州政府及び準州政府が共同で低所得家族を支援する全国児童給付(National Child Benefit. 以下、「NCB」とする。)も実施されている。

### 3. 児童税給付導入の意義

#### (1)児童税給付導入前の状況

児童税給付導入前、連邦政府は、家族手当、払戻型児童税額控除及び非払戻型児童税額控除の3つの児童給付に年間45億カナダ・ドルを使っていた〔NHW1992, p.4.〕<sup>4</sup>。家族手当は、18歳未満の子どもを持つすべてのカナダ人家族に、子ども一人当たり月額約35カナダ・ドル(年額419カナダ・ドル)を給付していた。払戻型児童税額控除は、18歳以下の子ども一人につき年額601カナダ・ドルまでの給付を行っていた<sup>5</sup>。非払戻型児童税額控除では、課税世帯の18歳以下の扶養児童一人につき年額71カナダ・ドルが控除されていた<sup>6</sup>。

これら3つの児童給付には、主として次の5つの欠点があったとされる〔NHWpp.3-4.〕。第一は、それまでの児童給付も低所得家族に最も多い給付を行っていたが、低所得家族への支援はそれでも不十分であったことである。第二は、家族手当と税制上の控除とで給付等の時期や受給等の要件が異なり、高所得家族は受給した家族手当の全部又は一部を納税期に返還しなければならないなど、制度がつぎはぎの状態であったことである。第三は、家族手当は個人所得に応じて給付されていたため、家族の総所得がほぼ同じでも給付額が異なる状態があったことである。第四は、子どものいる低所得家族は、働くことによって社会扶助給付が減るという問題に直面したことである。第五は、多くの家族にとって払戻型児童税額控除は連邦から給付される児童給付の半分以上を占めていたが、払戻型児童税額控除を受けるまでには数ヶ月から一年以上の時間がかかり、月々必要となる子どもに關

<sup>4</sup> 家族手当に19億カナダ・ドル、払戻型児童税額控除に22億カナダ・ドル、非払戻型児童税額控除に4億カナダ・ドル。連邦政府は、3つの児童給付の他にも保育費控除、失業保険制度の下で行われる育児給付等、カナダ社会扶助制度法(Canada Assistance Plan Act. 1995年に廃止。)に基づく財政負担なども行っていたが、児童を支援する主な制度は3つの児童給付であった。

<sup>5</sup> ただし、7歳未満の子どもには補足給付があり、家族の所得が25,921カナダ・ドルを超える場合には給付額は漸減されていた〔NHW1992, p.2.〕。

<sup>6</sup> 3人以上の子どもがいる場合は、控除額が増額されていた〔NHW1992, p.2.〕。

<sup>7</sup> 1989年に導入されたクローバック制度。クローバック制度は、公的年金の一階の基礎年金部分である老齢所得保障(Old Age Security: OAS)でも行われている。

する支出に対応できなかったことである。このことは、所得が多くのない家族にとっては問題であった。

## (2)児童税給付導入の意義

児童税給付の導入により、家族手当、払戻型児童税額控除及び非払戻型児童税額控除の3つの児童給付は、月ごとに支払われる1つの給付にまとめられ、WISが給付された結果、子どものいる稼働低所得家族の給付は最大で500カナダ・ドル増額された〔NHWp.4.〕。

児童税給付は、次の3つのことを目指した。第一は、給付総額を増額し、給付対象を低所得及び所得が多くのない家族に絞り込むことである。第二は、稼働低所得家族への支援の強化である。第三は、ばらばらに行われていた児童給付を月ごとに支払われる一つの制度に整理することである。

## 4. 考察

カナダの連邦及び州の児童給付は、次の3つのことを目指してきたとされる〔Battle・Mendelson1997, p.7.〕。第一は、水平的平等である。これは、両親は、就労所得が同じ子どものいないカップルや単身者よりも経済的な負担があるということと、すべての親は将来的市民、労働者、納税者である子どもを育てることで社会に貢献しているということの認識に基づく。第二は、貧困対策である。児童給付は、子どものいる低所得及び所得が多くのない家族の所得を補足する。第三は、経済の安定である。これは、両親に現金を給付することによって、消費を刺激し、景気後退からの回復を助けるという意味である<sup>8</sup>。

カナダの連邦児童給付の変遷は、①扶養控除だけの逆進的な給付が行われた時期（1918年から1945年まで）、②家族手当の導入により普遍的な給付が行われた時期（1945年から1970年代はじめまで）、③家族手当法の改正などにより普遍的な給付が拡大された時期（1970年代はじめから1980年代半ばまで）、④給付対象者の絞り込みが行われた時期（1980年代半ば以降現在まで）の4つの時期に分けて考えることができる〔Battle・Mendelson1997, pp.7-11.〕。カナダの連邦児童給付制度は、児童税給付が導入されるよりも前の1980年代半ば以降その目的に変化が生じ、1993年の児童税給付の導入によって家族手当制度は消滅し、水平的平等よりも貧困対策をより重視するものへと変化したと言える。

## 5. 結び

児童手当と税制上の控除の関係は、児童扶養手当を含めた子どもを持つ家族への所得保障制度のあり方という枠組みの中で考えるべきだと考えるが、検討の始点として、児童手当制度を念頭に置いている。

<sup>8</sup> 児童給付の経済効果は、家族手当創設時にも意識されていた。「児童手当は、金の必要な人々の購買力を増加すると同時に、その金をただちに使うことがもっとも確かな人々の手中にこの付加購買力を与える。貯蓄をせず、非常に高い消費性向を有する低所得層の人々は、手当をすぐ、全部使ってしまう傾向がある。公共事業とは対照的に、この振替支払いは私的企業の分野をおかすことなく需要総額を増加する傾向がある点に注目すべきである。」〔島田 1967, pp.36-37.〕。

第二次世界大戦後の資本主義国家の社会保障制度の構築に大きな影響を与えた 1942 年のベヴァリッジ報告は、社会保障の意味を「一定の所得を確保できるようにすること」とし、児童手当を、包括的な保健及びリハビリテーション・サービスと雇用の維持とともに、社会保障の前提とした〔Sir Beveridge 1969, p.153.〕。同報告では、大家族であることによる窮乏、出生率の低下及び児童の保護を考慮して、両親が責任を果たすための補助として、また、社会が新しい責任を引き受けたものとして、児童手当制度の創設が提唱された〔Sir Beveridge 1969, p.154.〕。カナダの家族手当の創設には、このベヴァリッジ報告と、その影響を受けて 1943 年に出されたマーシュ報告が影響したとされる〔都村 1999, p.168.〕。カナダの連邦児童給付制度は、かつて強く意識されていた水平的平等が 1980 年代半ば以降後退し、1993 年には家族手当制度が消滅し、転換期を迎えた。

第二次世界大戦後に著しく発展した児童手当制度<sup>9</sup>をめぐる変化は、カナダに限ったことではない。児童手当制度を世界で初めて 1926 年に導入したニュージーランドは、財政的理由から、1991 年に普遍的な児童手当制度を廃止した〔小松 1999, p.169.〕<sup>10</sup>。調整の方法はさまざまであるが、イギリス、ドイツ、スウェーデンでも児童手当と税制上の控除の調整が行われている<sup>11</sup>。

各国の児童手当制度に変化が見られる中で、わが国では少子化の進行から、児童手当と税制上の控除の関係が議論されている<sup>12</sup>。わが国の児童手当制度には諸外国とは異なる特徴があり〔尾澤 2005, p.123.〕、扶養控除との違いもある〔尾澤 2005, p.132.〕。カナダが 1992 年に家族手当を廃止して払戻型税額控除に一本化した理由は、カナダが児童給付制度によ

<sup>9</sup> 児童（家族）手当制度を有する国は、1940 年には 7 カ国に過ぎなかったが、1949 年には 27 カ国、1958 年には 38 カ国、1964 年には 62 カ国に増加した〔児童手当制度研究会 2004, p.271.〕。

<sup>10</sup> ただし、低所得者は、生活保護にあたる家族扶助制度により従前の児童手当と同額の給付を受けられる〔小松 1999, p.169.〕。

<sup>11</sup> 児童手当と税制上の控除の関係は、目的は異なるものの子育てに係る経済的な支援という点で同様の機能を有することから、ベヴァリッジ報告〔Sir Beveridge 1969, p.202.〕でも言及され、わが国の児童手当法発足前からしばしば議論が行われてきた〔尾澤 2005, pp.122~125. 参照〕。イギリスは、1975 年に家族手当を児童給付に替え（実施は 1977 年）、1977 年から扶養控除を段階的に引き下げ、1979 年に児童給付への一元化を行った。さらに、2001 年度からは児童税額控除も導入している。ドイツは、社会民主党（SPD）と自由民主党（FDP）の連立政権下の 1974 年、扶養控除を廃止し児童手当に一元化したが（実施は 1975 年）、キリスト教民主同盟／社会同盟（CDU／CSU）と FDP の連立政権下の 1982 年、扶養控除を復活させた（実施は 1983 年）。これは、SPD と CDU／CSU の家族観の違いが影響している。児童手当の位置づけは 1995 年に社会保障給付から税法に基づくものに変更され（実施は 1996 年）、児童手当と扶養控除の有利な方が適用される選択的な一元化が行われている。スウェーデンは、「すべての所得階層の人々に等しく児童養育費用を補償するという観点から」〔太田 1989, p.196.〕、1947 年に扶養控除が廃止され、児童手当が創設され（実施は 1948 年）、現在に至っている。以上、イギリス、ドイツ、スウェーデンの状況について、島崎 2005, pp.93-94、塩野谷他編（1999-2000）など参照。

<sup>12</sup> わが国の児童手当制度の創設は遅かった（1971 年児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）制定）。その理由としては、「長い間わが国の最大弱点といわれて来た人口増加を刺激するおそれがあったこと」や「子供の扶養は全く親の責任であるという考え方などから、人びとが（筆者補足；子供の扶養や教育の負担について）あえて口にしなかった」ことが指摘されている〔児童手当制度研究会 2004, p.269. 「児童手当制度について（中央児童福祉審議会児童手当部会中間報告）」（昭和 39 年 10 月 5 日）。〕。

って目指そうとする目的に払戻型税額控除が合っていたからだと言える。わが国の子どもを持つ家族への所得保障制度のあり方は、わが国の制度の独自性や制度を取り巻く状況を踏まえて独自に考えていくほかないが、その際に、制度の改変を行った諸外国の経験は参考になる。カナダの連邦児童給付制度は、児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税額控除、非払戻型児童税額控除のすべてを経験していて興味深いが、1998年から連邦政府、州政府及び準州政府が共同でNCBを実施していること、連邦国家であることから、州の児童給付制度についても研究する必要がある。これらは、今後の課題としたい。

## 参考文献

- イト・ペング、バーナデット・サンジャン(2002)「カナダと日本の社会・政治構造と社会保障制度の特徴」『海外社会保障研究』139号
- 岩村正彦・菊池馨実(2004)『目で見る 社会保障法教材【第3版】』有斐閣
- 太田義武(1989)「社会手当」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会
- 尾澤恵(2005)「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障－児童手当・扶養控除の対象の考察－」『季刊社会保障研究』41巻2号
- 小松隆二(1999)「児童福祉」小松隆二・塩野谷祐一編『先進諸国 の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア』東京大学出版会
- 塩野谷祐一他編(1999-2000)『先進諸国 の社会保障 1~7』東京大学出版会
- 児童手当制度研究会(2004)『三訂 児童手当法の解説』中央法規出版
- 島崎謙治(2005)「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』国立社会保障・人口問題研究所
- 島田とみ子(1967)「カナダの児童手当制度と問題点」『季刊社会保障研究』2巻3号
- 税制調査会第37回基礎問題小委員会「資料（個人所得課税）」[基礎小37-2]（平成17年5月27日）<<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>> (Last access 2005.8.2.)
- 都村敦子(1999)「児童給付」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国 の社会保障3 カナダ』東京大学出版会
- 樋口陽一・吉田善明(2001)『解説 世界憲法集 第4版』三省堂
- 山田雄三監訳(1969)『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂
- National Health and Welfare [引用時には「NHW」と表記。].1992 *The Child Benefit : A White Paper on Canada's New Integrated Child Tax benefit*, Government of Canada.
- Gauthier, Anne. H., Monna, Berenice. 2004 "Family Allowances in Industrialized Countries:Historical Landmarks", Version 1.  
<<http://www.soci.ucalgary.ca/fypp/FA-Chronology.doc>> (Last access 2006.2.20.)
- Battle, Ken. 1993 "The Politics of Stealth : Child Benefits under the Tories", Phillips Susan D. ed, *How Ottawa Spends : A More Democratic Canada?*, Carleton University Press.
- Battle, Ken. Mendelson, Michael. 1997 *Child Benefit Reform in Canada : an evaluative framework and future directions*, Caledon Institute of Social Policy.
- Marsh, Leonard. C. 1975 *Report on Social Security for Canada*, University of Toronto Press.

(初版は、1943年にthe King's Printerから刊行。)

Sir Beveridge, William. 1969 *Social Insurance and Allied Services*, Agathon Press. (初版は、1942年にMacmillan Companyから刊行。)

Social Department of Canada. 2005 *The National Child Benefit : Progress Report 2003*.

Woolley, Frances. Vermaeten, Arndt. Madill, Judith. 1996 "Ending Universality : The Case of Child Benefits", *Canadian Public Policy*, 22:1, pp.24-39.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

欧州諸国の社会保障財源（税と保険料）の構造

分担研究者 本田達郎 国立社会保障・人口問題研究所企画部長

本稿において、社会保障制度に長い歴史を持つ欧州諸国（ドイツ、フランス、イギリス及びスウェーデン）の社会保障財源（税と保険料）の動向について、①EC や OECD の統計資料を分析するとともに、わが国の比較等を行う。また、②OECD の社会保障担当課長や歳入統計担当課長から社会保障財源構造の論点についてヒアリングを行い、シンクタンク機能を持つ国際機関における考え方を把握する。そして、③フランスについて近年の社会保障財源の動向について統計資料等により分析するとともに、フランス保健連帯省の政策評価担当課長との意見交換を通じて、フランスにおける社会保障財源に関する論点及び状況を明らかにする。

以上の①から③を通じて、欧州諸国の社会保障財源の動向がわが国の社会保障財源に与える示唆について可能な限り整理する。

A. 研究目的

（倫理面への配慮）

本研究の目的は、欧州諸国（ドイツ、フランス、イギリス及びスウェーデン）の社会保障財源の動向を分析し、わが国の社会保障財源の在り方に関する政策的示唆を探るものである。

なし

B. 研究方法

EC, OECD 等の国際機関が作成した統計資料の分析及びこれらの機関等の担当者等からヒアリング  
フランス保健連帯省作成の統計資料等の分析及び同省政策評価担当官との意見交換  
以上から得られた政策的示唆の整理

C. 研究結果及び D. 考察

各種統計資料及び関係者からのヒアリングにより欧州諸国 4 力国の社会保障財源の動向が明らかになった。また、フランスについては、制度毎の社会保障財源の動向についても明らかになった。

統計資料やヒアリングの結果は、研究報告書本文の通りであるが、総括的な考察としては次のとおりである。

1. 欧州諸国の社会保障財源に関する統計資料からの政策的含意

(1) 日本は、この 40 年間で社会保険料が GDP に占める割合はフランスやドイツよりも大きく伸びている。しかし、2003 年で見てもまだ、フランスやドイツよりもかなり低い。また、税方式のスウェーデンよりもかなり低い。わが国の社会保険料負担の水準を考える際に、このような事実は冷静に踏まえておくことが重要と考えられる。

(2) 欧州諸国は、高齢化の進展等により社会保障の財源については様々な改革の試みを行っているが、保険料財源の比重が減っている国もあれば（例えばドイツやフランス）、増加している国（例えばスウェーデン）もある。

(3) 社会保険料が既に十分に高い水準にある国（ドイツやフランス）においては、税財源の割合の増加が見られるが、事業主や被保険者の保険料負担に基づく社会保険方式の考え方自体が弱くなっているわけではない。むしろ社会保障負担の増加による社会保険料の増加が受容できない水準まで達している場合に、追加的・補足的に社会保険方式と異なる財源調達手段を導入していると捉えることができる。

(4) フランスでは社会保険方式を原則とした上で、目的税である CSG の導入や率の引き上げ等により税財源の割合を高めている。しかし、現在でも社会保障費の約 3 分の 2 は社会保険料が財源である。広義の税財源の中に、「税・目的税」(Impôts et taxes affectés) や「公的拠出」(Contributions publiques) が

あり、これらの間で税財源全体に占める割合の変化がある。

また、フランスにおいては、社会保険料負担における事業主負担と被保険者負担の割合についても変化が見られる。2003 年の OECD 統計における歳入全体に占める社会保険料負担の割合は被保険者 9.5%、事業主 25.7% と、日本やドイツに比べてフランスは事業主負担の割合が極めて高いが、ここ 40 年間において被保険者負担の割合は 2.9% の増加に対して事業主は 0.4% の増加となっている。社会保険料負担の増加圧力が被保険者負担に向かつた形だが、より負担が低いところに負担の増加圧力が向かいやすいことの一例と考えられる。

(5) ドイツにおいても税財源への移行が起きている。しかし、ドイツもフランスと同様に保険料水準が相当高いが、フランスほど大きな移行の動きとはなっていない。ドイツにおいては、2005 年 9 月の連邦議会の選挙の結果、社会民主党及びキリスト教民主・社会同盟の 2 大政党による大連立政権が発足している。2005 年 11 月にまとめられた連立協定に基づいてドイツの社会保障政策が展開されることになると考えられるが、医療保険制度の財源に関する国民保険及び人頭保険料をめぐる議論については現在明確な方向性が出てない状況にあり、今後の動向が注目される。

(6) スウェーデンは税財源を主要な財源調達方式としている社会保障の先進国であるが、

ドイツやフランスと逆の動き、即ち社会保険料の財源割合の増加と税財源の割合の低下が見られる。しかも、年金改革により従来大きな比重を占めてきた事業主負担だけでなく被保険者の負担が増加する動きもある。

(7) このように、高齢化等の人口構成の変化や社会経済の変動の中で、ドイツやフランスのような社会保険方式を主要な財源調達手段としている国々においても取組の状況は様々であり、また、スウェーデンのような税財源を主要な財源調達としている国でも財源構造に変化が見られる。社会保障財源の在り方にについて欧州諸国は様々な取組を行っているといえる。

## 2. OECD における税と保険料に関する捉え方からの政策的含意

(1) OECD の社会政策や歳入統計の担当課長の一一致した見解として、「税と保険料の区別は各国の慣習や実務によって左右されるため、統一的な判断基準が必ずしもあるわけではないが、個人において拠出と給付資格のつながりが、税と保険料の区別に当たっての重要な判断基準であること」が確認された。このような OECD における判断基準は、わが国における税と保険料の議論においても、概ね妥当するものと考えられる。

(2) OECD の社会政策の担当課長は、「課税ベースが広い消費税を社会保障財源に導入することについては、経済学的には消費税の方が

経済活動に中立的で悪影響を与えないと言わることがあるが、このような考え方は誇張され過ぎる傾向にある。税も様々な形で経済活動に影響を与えること（例えば、消費税の引き上げは、消費税引き上げ → 價格上昇 → （物価上昇の中での生活保障という意味での）賃金上昇 → 労働需要の減少 → 生産の減少をもたらす。また、資本への課税は、資本への課税 → 資本の海外への逃避 → 歳入の減少 → 税や社会保険料の引き上げ → 労働コストの増加という歪み (distortion) を生むことになる。）や、課税ベースが広い税は所得再分配へ影響を与えることにも留意すべきである。」という見解を述べており（フランス保健連帯省の Laurent Caussat 課長も同様の意見を述べている）、わが国における社会保障への税財源の投入においても留意すべき点であると考えられる。

## 3. フランスの社会保障財源の現状と課題からの政策的含意

(1) フランスでは CSG などにより税財源の比率が高まっているが、このような目的税を導入する場合でも、課税の目的や必要性を社会的連帯に求め、この目的にふさわしい給付（家族給付、高齢者最低生活保障手当、そして 1990 年代後半には普遍的疾病給付に呼応した医療保険料の被保険者負担の軽減）に限定するといった、使途の明確化を行った上で年金等の社会保険給付をも対象とした課税ベ

スが広い、しかも国民全体への負担としていることが、国民にとっての「わかりやすさ」を確保していると言える。このようなアプローチが、国民の理解が得られやすい社会保障制度の構築の一つの手法ではないかと考えられる。

(2) また、このような制度の「わかりやすさ」の観点からみて、制度の位置づけの不明確さや複雑さが原因で、低所得労働者に係る保険料事業主負担の軽減のための財源措置として 2000 年に導入された FOREC が 2004 年に廃止など様々な改革の試みが現在でも続いているといえる。

(3) また、このような FOREC の廃止が、広義の税財源の中における「税・目的税」の割合を減少させ、「公的拠出」の割合を増加させている。しかし、FOREC 廃止により事業主負担軽減のための財源が、たばこ消費税等の「目的税」から「公的拠出」に変更されたが、この「公的拠出」は「国負担保険料」(Cositations prises en charge par l' Etat) であり、国の一般財源であるので結局は税であると考えられる。このようにフランスにおいては、税と保険料は極めて明確に峻別されるが、税財源の中でのゼロサムゲームにおいては税財源の中のそれぞれの範疇が絶対的な違いがある訳ではないことを示しているとも言える。

(4) フランスの社会保障財源の分野ごとの状況については、①医療保険に当たる疾病分野

や家族分野における財源状況が CSG の導入によって他の分野と比べて税財源の割合が高くなっていること、②長期保険の分野である老齢部門において事業主(特に国)が公務員、フランス国鉄、フランス銀行等の公共部門の職員のために直接社会保障制度に対して支払う「擬制保険料」(Cositations fictives) の割合が高くなっているのは、日本でも国家公務員共済組合制度が施行される前の国家公務員の年金給付のために国が一般財源を導入している例があるが、このような事情と共にしていること等が興味深い。

なお、財源問題ではないが、フランスでも日本と同様に医療保険制度の改革が重要課題となっており、2004 年に改革法が成立し 2005 年から実施されている医療保険制度改革が 2005 年度の疾病分野の赤字の縮減に効果を発揮していることも興味深い。

(5) フランス保健連帯省における意見交換においては、①CSG の導入の背景には、本来ならば保険料率を引き上げるべきところを疾病金庫等の保険者が引上げに消極的であったため政府が CSG 導入に踏み切ったという経緯については、日本でも市町村国保で議会や住民との関係で保険料を引き上げるべきところを引き上げずに結果的に市町村が国民健康保険特別会計への一般会計から繰り入れを行っていたことを想起すると、フランスと日本に共通する事情があると考えられること、②フランスの経済学者の多くは社会保障制度財源

に係る抜本改革は望ましくないという見解を共有しており、改革は良くて財政面での現状維持であり、悪くすれば制度の複雑さや制度の不安定をもたらす危険があるという指摘は現実的な考え方であること等が興味深い。	なし
2. 学会発表	なし
H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況	
(6) 社会扶助の一つである所得最低保障(RMI)が2004年に県に財政・運営が移管されているが、フランスでもその理由として、地方分権や地域に密着した再雇用の確保といったわが国にも当てはまるような理由があることは興味深い。	なし
1. 特許取得	なし
2. 実用新案登録	なし
3. その他	なし

#### E. 結論

社会保険方式は、ドイツやフランスの社会保障制度において中心となる財源調達方法であり、それが今後急速に大きく変化することは考えにくい。

ただし、今後の社会保障費用の増加に対して、社会保険方式以外の財源調達方式の追加等の修正は必要となると思われる。しかし、その場合でも負担する国民にとってわかりやすい、透明性と公平性の高い負担の仕組みが重要となる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業  
「税制と社会保障に関する研究」

## 歐州諸国における社会保障財源（税と保険料）の構造

本田達郎  
国立社会保障・人口問題研究所 企画部 部長

### I. 統計資料からみた欧州諸国の社会保障財源の構造

ここでは、欧州諸国の社会保障財源の動向を、欧州の社会保障に関する共通統計資料である、欧州委員会（EC）の「欧州社会統計・社会保障の支出及び収入」（European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts）並びに経済協力開発機構（OECD）の「歳入統計」（Revenue Statistics）及び「賃金への課税」（Taxing Wages）を用いて、社会保障財源に特化した財源構造、政府の歳入全体の財源構造及び労働者の個人ベースでみた公的負担の状況の3つの観点から、考察する。

#### 1. 社会保障財源に特化した財源構造（税や保険料等）の構造について

「欧州社会統計」は、欧州委員会（EC）が作成・刊行している統計資料である。社会保障<sup>1</sup>に関する欧州連合（EU）加盟国における支出／収入の状況が把握されている。収入については、社会保険料（事業主負担分／被保険者負担分（被用者、自営業者、退職者））、政府一般拠出、その他の分類と拠出者の分類（企業、政府（中央／地方））とがなされている。

EUにおいて社会保障の具体的施策については加盟国の専権事項となっているが、加盟国 の社会保障制度に関する情報を集積・共有化するため、統計整備や「社会保障に関する相互情報交換制度」（Mutual information system on social protection）」が設けられている<sup>2</sup>。欧州社会統計はこのような統計整備の一環である。

以下「欧州社会統計・社会保障支出と収入－1994-2002」（European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts – 1994-2002）を概観しながら、EU諸国の中で社会保険方式を基本としているドイツ及びフランス、税を主要な財源としているイギリス及びスウェーデンについて社会保障財源の動向を考察する。

<sup>1</sup> EC及びOECDにおいては、social protectionが日本における社会保障とほぼ同様の範囲で使われている。例えば、欧州統合社会保護統計制度（ESSPROS）における社会保護の機能としては、疾病／保健医療、障害、老齢、遺族、家族／育児、失業、住宅、他の分類に入らない社会的排除への対策の8項目が上げられている。

<sup>2</sup> EUでは、統計や情報交換のほかに、長期的に加盟国間の制度の際を「収斂」させること等を目的として、年金、社会的統合、高齢者医療・介護の分野においては、加盟国における共通目標の設定等を内容とする「公開調整手法（Open Method of Co-ordination）」という方法がとられている。

## (1) ドイツ

社会保障制度の歳入の構成は、93年には社会保険料：68.25%、政府（税）負担 29.3%であるが、2002年には社会保険料 64.34%、政府（税）負担 33.9%となっている。ドイツは年金・医療とも社会保険方式であるが、年金財源へ 1998 年に付加価値税率 1%に相当する追加的な連邦補助が、2000 年には環境税収入の一部を財源とした追加的な連邦補助が行われたこと<sup>3</sup>等により税財源への移行が若干進んだとみられる。

社会保険料全体の比率の減少傾向の中で、事業主負担及び被保険者負担とともに 1993 年から 2002 年にかけて割合は減少している（事業主負担：40.02%(1993) → 36.99%(2002)、被保険者負担：28.22%(1993) → 27.35%(2002)）。

被保険者負担の中で圧倒的に高い割合が被用者負担であり（2002 年において被保険者負担の中の 8 割以上を占めている。）、このような傾向は一貫している。ドイツの社会保険制度が創設以降現在まで被用者を中心とした制度であることを歳入面でも明確に示している。

なお、欧州の社会保険料の事業主負担には現実 (actual) 分と帰属 (imputed) 分がある。後者は、保険者に帰属せず直接事業主に帰属するもので、わが国には存在しない<sup>4</sup>。

表1 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(ドイツ) (billion EURO)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001p	2002p
歳入合計	484	508	531	557	566	582	603	626	637	655
類型別										
社会保険料	331	353	366	373	380	386	393	411	417	421
構成割合(%)	68.25	69.45	68.94	66.94	67.06	66.29	65.08	65.71	65.54	64.34
事業主負担	194	206	213	212	214	218	222	238	241	242
現実分	132	141	145	150	155	156	160	163	165	167
帰属分	62	65	68	62	60	62	63	74	76	75
被保険者負担	137	146	153	161	165	168	170	174	176	179
被用者	113	121	125	130	135	137	140	142	145	145
自営業者	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8
年金受給者等	18	20	21	24	23	23	23	24	24	26
政府負担	142	146	151	169	171	181	198	201	206	222
構成割合(%)	29.30	28.66	28.46	30.32	30.16	31.17	32.81	32.11	32.37	33.90
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	142	146	151	169	171	181	198	201	206	222
その他	12	10	14	15	16	15	13	14	13	12
構成割合(%)	2.45	1.88	2.61	2.73	2.79	2.54	2.11	2.19	2.08	1.77

出典: EC, 2005, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1994–2002

<sup>3</sup> 松本勝明 2004『ドイツ社会保障論－年金保険－』信山社 p82

<sup>4</sup> 事業主負担における「現実分」と「帰属分」については、EC の European Social Statistics が根拠としている「欧州統合社会保護制度」(ESSPROS)においては、次のように説明されている。

事業主負担の現実分は、被保険者、被保険者であった者及び被扶養者の給付受給権確保のために使用者が保険者（社会保障基金、自治的年金基金などの非営利団体、商業保険会社等）に支払う保険料である。一方、事業主負担の帰属分は、(i)自治的保険者の介入なしに、かつ、(ii)貸借対照表上そのための固有の積立金を維持する必要はなく、被保険者、元被保険者及び被扶養者に対して給付を提供することにより又は将来の給付を約束することによって事業主に生じる保険料である。

## (2) フランス

フランスにおける社会保障財源は、1993 年には 76.45%が社会保険料だったが、一般社会拠出金(Contribution Sociale Generalisée-CSG-)<sup>5</sup>の導入及びその率の引き上げ等により税財源へ移行が見られ、2002 年には 66.85%となっている。一方、政府(税)負担の割合は 1993 年の 19.86%から、2002 年には 30.45%となっている。

1993 年から 2002 年まで社会保険料の割合が減少する中で、事業主負担及び被保険者負担の割合はいずれも減少しているが（事業主負担：48.62%(1993) → 45.86%(2002)、被保険者負担：27.82%(1993) → 21.00%(2002)）、被保険者負担割合の減少が著しい。これは CSG 導入及び率の引き上げにより、納付額が大きい医療保険の保険料について 98 年までに被保険者負担の軽減が行われたことが被保険者負担割合の減少に大きく影響したものと考えられる。

政府(税)負担の内訳では、目的税が社会保障財源に占める割合が、1993 年の 163.5 億ユーロから 2002 年には 892.4 億ユーロと急増しており、目的税の範疇に位置づけられる CSG の率の引き上げが大きな要因となっている。特に、医療保険料の被保険者負担の大部分を CSG が肩代わりすることとなった 98 年には、目的税の総額は前年の 354.5 億ユーロから 653.9 億ユーロと約 1.9 倍増加している。

表2 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(フランス) (billion EURO)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
歳入合計	332	345	356	372	384	399	415	434	451	468
類型別										
社会保険料	254	260	267	279	281	265	277	289	301	313
構成割合(%)	76.45	75.27	74.91	74.85	73.03	66.38	66.74	66.66	66.74	66.85
事業主負担	161	165	169	174	179	184	193	200	207	214
現実分	131	133	136	140	145	149	156	161	167	173
帰属分	31	31	33	35	34	36	37	39	40	41
被保険者負担	92	95	98	104	102	81	84	89	94	98
被用者	75	78	81	85	82	66	69	73	76	80
自営業者	15	14	14	16	15	14	14	15	17	17
年金受給者等	3	3	3	4	4	1	1	1	1	1
政府負担	66	74	77	82	92	124	126	132	137	142
構成割合(%)	19.86	21.47	21.54	21.95	23.90	30.94	30.43	30.55	30.42	30.45
目的税	16	23	26	27	35	65	69	81	87	89
一般歳入	50	51	51	55	56	58	57	52	50	53
その他	12	11	13	12	12	11	12	12	13	13
構成割合(%)	3.69	3.26	3.55	3.20	3.07	2.69	2.82	2.80	2.84	2.70

出典: EC, 2005, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1994–2002

<sup>5</sup> CSG は、1991 年に導入され、93 年、97 年及び 98 年に率が引き上げられている。使途は、93 年では家族及び高齢者生活最低保障、97 年及び 98 年では家族、高齢者生活最低保障及び医療の被保険者負担となっている。現在、賃金等の稼働所得に対して 7.5%、代替所得に対して 6.2%が賦課されている。このように稼働所得に限定されず、年金給付にも賦課される賦課ベースの広い強制拠出金となっている。法的には税として位置づけられているが、社会保障機関を通じて徴収され、一般会計に帰属せず社会保障財源に直接充当される等曖昧な要素もある。

### (3) イギリス

93年には、社会保険料 46.39%、政府（税）負担 52.5%であり、2002 年には社会保険料 50.04%、政府（税）負担 48.37%と EC の統計上は社会保障財源としては社会保険料の割合が高まっている。

このような変化は、いずれも 10 年間の中で 4% 程度の変化であるので、その理由を明確にすることは難しい、なお、英国における制度改革の動向としては、税財源である医療費保障制度の NHS について、プレア政権下の NHS 改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、賃金スライドせず、所得代替率が下がっていく改革がサッチャー政権下で行われている。

一方、社会保険料負担のうち、事業主負担の割合が約 5% 増加 (26.11%(1993) → 31.20%(2002)) しているのに対して、被保険者負担の割合は、1993 年に 20.27% であったのが 2002 年には 18.84% と僅か (1.43%) ではあるが減少している。

スウェーデンとも共通するが、社会保障制度の大きな柱である医療費保障制度が税方式となっているため、保険料財源の割合は、ドイツやフランスが約 3 分の 2 を占めるのに対して、イギリスでは 2002 年で 5 割程度である。

表3 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(イギリス) (billions of national currency)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002p
歳入合計	189	202	210	222	233	238	250	266	276	295
類型別										
社会保険料	88	97	102	110	119	125	130	139	137	148
構成割合(%)	46.39	48.10	48.65	49.63	51.17	52.71	51.95	52.43	49.68	50.04
事業主負担	49	52	53	57	61	65	70	79	83	92
現実分	37	39	41	45	49	52	57	65	68	76
帰属分	12	13	12	12	12	13	13	14	15	16
被保険者負担	38	45	49	53	58	60	60	60	54	56
被用者	37	44	47	51	57	59	58	58	52	53
自営業者	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	99	103	106	110	112	110	117	123	134	143
構成割合(%)	52.50	51.05	50.45	49.52	48.01	46.40	46.87	46.38	48.52	48.37
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
一般歳入	99	103	106	110	112	110	117	123	133	141
その他	2	2	2	2	2	2	3	3	5	5
構成割合(%)	1.11	0.85	0.90	0.86	0.82	0.89	1.19	1.20	1.80	1.58

出典:EC, 2005, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1994–2002

### (4) スウェーデン

社会保険料の社会保障財源における構成割合が 1993 年の 40.42% から 2002 年には 50.82% と約 10% 増加している。一方、同じ時期の政府（税）負担の割合は、51.07% から 46.85% に低下している。

このような変化の背景には、保険方式で運営されている傷病手当が増加していること、給付費全体が増加する中で保険料負担は給付費の増加と比例的に増加すること、医療費の伸びの鈍化等があると考えられる。

社会保険料の割合の内訳では、被保険者負担の割合の増加（1.96%（1993）→9.16%（2002））が、事業主負担の割合の増加（38.46%（1993）→41.65%（2002））と比べて著しい。これは、1999年の年金制度改革に伴う年金保険料本人負担分（7%）の導入などに伴うものと考えられる。

表4 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(スウェーデン) (billions of national currency)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002p
歳入合計	644	662	662	668	677	694	700	750	801	837
類型別										
社会保険料	260	270	282	306	317	338	327	375	419	425
構成割合(%)	40.42	40.78	42.60	45.75	46.86	48.72	46.73	50.06	52.34	50.82
事業主負担	248	251	247	262	265	275	261	304	345	349
現実分	226	231	227	240	243	249	234	277	315	318
帰属分	22	20	21	22	22	26	28	28	30	30
被保険者負担	13	19	35	44	53	63	66	71	74	77
被用者	8	14	30	39	48	59	62	66	68	71
自営業者	5	5	5	5	5	4	4	4	6	6
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	329	340	328	314	315	316	338	342	363	392
構成割合(%)	51.07	51.41	49.51	46.98	46.50	45.48	48.23	45.65	45.31	46.85
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	329	340	328	314	315	316	338	342	363	392
その他	55	52	52	49	45	40	35	32	19	20
構成割合(%)	8.51	7.81	7.89	7.27	6.64	5.79	5.04	4.29	2.35	2.34

出典: EC, 2005, European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1994-2002

### (5) 4カ国との全体的考察

既に社会保険方式による財源調達で保険料が相当に高い水準に達しているドイツやフランスでは、税財源の割合が上昇し、保険料財源の割合が低下する傾向が見られるが、いずれの国においても財源の約3分の2は保険料であり財源としての保険料の重要性は従前と同様であり、また、保険料以外の財源を投入する際にはその必要性や目的を明確にしていること等から社会保険方式の原則は堅持されていると考えられる。

税方式を主要な財源調達手段としてきたスウェーデンにおいて、むしろドイツやフランスとは逆の傾向が見られる。また、イギリスについては大きな変化はない。社会保障における国や事業主の責任が重視されてきたスウェーデンにおいて被保険者負担の割合が増加してきたことは注目される。

## 2. 島入全体からみた財源（税及び保険料等）の動向について

島入統計（Revenue Statistics）は、OECDが作成・刊行しており、OECD加盟国の公的部門の島入全体の内訳が、個人所得税、法人所得税、社会保険料（事業主負担／被保険者負担）、人頭税（payroll tax）、物品税、一般消費税、特別消費税、その他と分類されている。なお、この島入統計の中では社会保険料も広い意味での税収入（tax mix）として位置づけられている場合もあるが、税と保険料については、Ⅱ.で述べるように、OECDにおいて税と保険料が同趣旨の財源として理解されているわけではない<sup>6</sup>。

ここでは、島入統計－1965‐2004－のデータに基づいて、OECD加盟国全体の島入中の社会保険料の動向について概観した後、ドイツ、フランス、イギリス及びスウェーデンについて考察する。

### (1) 概観

OECD加盟国における個人所得税の割合は、社会保険料の割合が増加する一方で減少している。OECD加盟国全体で保険料収入が島入全体に占める割合は1965年の18%から2003年には26%に上昇し、单一項目では個人所得税を抜いて最大の割合となっている。このような増加は、直接的には、失業率の増加、高齢化及び政府の医療費支出の増加による給付費総額の増加圧力によるものである。OECD諸国で2003年においては、社会保険料の島入全体に占める割合は、デンマークの3%からスロバキア共和国の40%、ドイツの41%、チェコ共和国の44%まで様々である。オーストラリアとニュージーランドは社会保険料についての報告はない。

オーストラリア、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、日本、オランダ、ポーランド、スロバキア共和国及びスペインの10カ国は、現在、収入項目の中で社会保険料が占める割合が最も高くなっている国である。これらの国において社会保険料が果たしている主要な役割は、現在の欧州諸国社会保障制度の基礎となっている、所謂ビスマルクモデルに起源がある。このモデルは、特別な保険制度として政府が設けた社会保障制度である。保険であるので、給付と保険料のいずれもが労働者の賃金を基礎に算定されている。これらの国の中で多くの国において、中央政府の予算とは独立した独立の基金が保険料を徴収している。一方、スカンジナビア半島諸国や英語圏の国においては、社会保障給付のための支出の主要な部分は政府の税収によって直接賄われていることが多い。他方、ビスマルクモデルを基本としている国においても、社会保障基金（医療保険者等）は恒常的な

<sup>6</sup> 1999年発行のOECDの島入統計においては、社会保険料は、義務として政府に払い込まれるものであり、賦課方式による財源調達を通して世代間における一種の所得再分配を行っていること等から税と同様の位置づけが可能としているが、保険料が受給権と結びついていることや保険料の支払額が受給額に反映されることが社会保障制度の主流であることは是認しており、このような性格の強弱によって実際は保険料か税かの判別が難しいケースが多いことが言及されている。なお、筆者が昨年11月に取材したOECDの社会政策課長や税制統計課長は、上記のような考え方を是認していなかった。